

福井県の中小、ベンチャー企業を NE
経営・人事・労務の視点で元気にする WS

keiei ROUMU.com

vol. 131



北出経営労務事務所 / シナジー経営株式会社
910-0804 福井県福井市高木中央2丁目701番地ウイング高木 2F

* 今月のことば *

○常にこれでいいのかということを考える
決して、昨日と同じことを同じ方法で、同じ発想でやってはいけません。自らにルールを課すのは大切ですが、ひとつのルールに固執し続けても会社の革新は止まってしまいます。これでいいと思った瞬間から会社の没落が始まります。
(稲盛和夫氏)

<お客様インタビュー> 家づくり × キタテ

「365日帰りたくなる家」

～そんな家づくりの
良きパートナーになりたい～

株式会社 水元工務店
MIZUMOTO 幸せの家づくり研究所
☎0120-502-778 ☎0776-50-2402
営業時間/9:00～18:00

HPはこちら
<http://www.mizumoto-koumuten.co.jp/>

御 社のお仕事内容を教えてください。

建築工事一般ですが、住宅一本に絞りに、木造の専用・兼用住宅の建築を主にしています。お客様にはそれぞれの経済状況がありますので、その状況に合わせた資金計画、お客様のご要望に最大限お応えするためのプランニング、新しい工法や新しい法律にいち早く挑戦し対応することも私たちの仕事です。設計と建設の住宅性能表示制度を北陸3県で1番に取得しました。日本の木造住宅の97%が構造計算をされていないという現状ですが、弊社では構造計算を行い、100年住宅を商品としています。



お 仕事で感動したエピソードを教えてください。

27歳の頃、現場監督としてある店舗併用住宅の現場を担当した時の話です。そこのご主人は、体調があまり良くない中、従業員の為の店舗づくり、家族の為の家づくりをされていました。ご主人と深く関わり、色々な話をし、想いに触れながら家づくりのお手伝いをさせて頂く中で、家とは幸せな人生を支える器であることに気づかされました。それまでは家づくりは業務の一環でしかなかったのです。家づくりの事を何も分かっていませんでした。

社屋(福井市高木中央)



竣工式でそのご主人は、全員にお酒を注いで回っていたのですが、私の所に来た時に「水元くんのおかげでいいものができた」と言って頂き、涙が止まりませんでした。今でもその手の暖かさ、しわの深さ、笑顔が目に見えます。事業がうまくいかない時期があり、もうだめだと諦めかけた時、ふとそのご主人が脳裏に浮かびました。その時に、ああ・・・自分は何をやっていたんだろうとあの時の気持ちを思い出したのです。事業をしていると、利益を追いかめがちです。自分ではそう思っていないくても、自然とそうなっている事に気づき、それから、この気持ちを大切にしようと思ひ、経営理念をもう一度作り直し、それに基づいて事業を展開しています。そのご主人との出会いは、私の中に残り続ける大切なものとなりました。



株式会社水元工務店
代表取締役
水元 一暁

経営計画発表会での
スタッフによる
パフォーマンス→



今 1番力を入れていることを教えてください。

職人さんを育て建築の工程を内製化していく為に、人材の採用と育成に力を入れています。新築着工棟数の減少より、職人さんの減少の方が進んでいるという現状の中、確かな腕の職人さんを育てていく事が重要だと考えています。また、人によってできる事に偏りがあってはいけないので、だれでも同じ事ができるように環境整備を進め、全ての従業員が同じ方向を向いて仕事をしていくために経営計画書の作成などにも力を入れています。今後の話になりますが、事業としては、空家リノベーション事業を精力的に展開していく予定です。

ど ういう時に依頼すればいいですか？

家賃を払い続ける事に悩みがある方は一度話を聞きに来て頂きたいです。家を建てる建てないよりも、住宅ローンセミナー、土地セミナーを開催していますので、是非そちらを一度聞いてほしいです。インフレを経験した事がない若い世代でも家を建てられる方が増える中、インフレにどう対応したらいいかなどをお伝えしています。金銭面の対策も含めて幸せな家づくりだと思っています。是非、一度ご参加頂ければと思います。



HPはこちら↑

北出が「今！ココ！知ってほしい！をお伝えします。」



今ココ！ JO-HO-

今年の年末調整は
大きな変更点が
5つがあります！

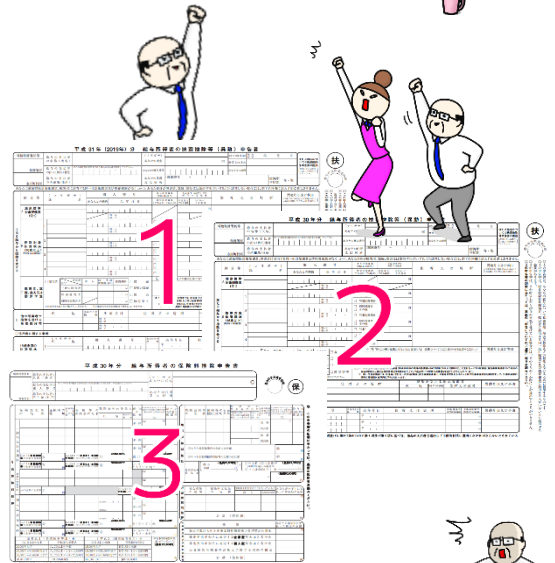
特に大事な変更点を
3つ紹介します！！



配偶者控除及び配偶者特別控除 の申告書の変更

平成29年分の「給与所得者の保険料控除
申告書兼給与所得者の配偶者控除申告書」
については、平成30年分より「給与所得者の
保険料控除申告書」と「給与所得者の配
偶者控除申告書」の2種類の様式とされま
した。配偶者控除または配偶者特別控除を
受けるためには、「平成30年分 給与所得
者の配偶者控除申告書」を給与の支払者に
提出する必要があります。

今まで記入していた書類は2枚でしたが、全
部で3枚記入してもらつ必要があります！



配偶者控除の適用の変更

配偶者控除の額が改正され、
合計所得金額が**1000万円**（給与
収入のみの場合**1220万円**）を超
える所得者については、**配偶者
控除の適用は受けられなくなり
ました。**
改正前は、給与所得者の合計所
得金額は無制限でした。

配偶者控除及び配偶者特別控除の 対象となる収入金額の変更

配偶者控除の対象となる
配偶者の年収→**103万円以下**

配偶者特別控除の対象となる
配偶者の年収→**201万円以下**

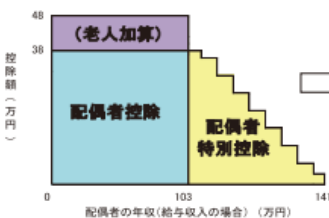
配偶者特別控除対象者のうち
配偶者の年収→**150万超201万円まで**

段階的に配偶者特別控除が
適用されます。

年末調整は大事な
手続きです。
正しく行いましょう！

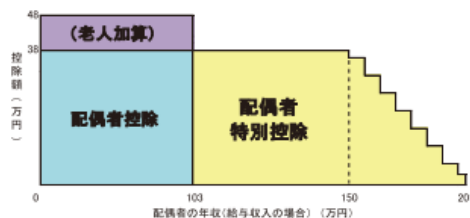
【改正前】

配偶者特別控除について
所得者の所得制限あり



【改正後】

配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
(図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)



詳しくは、
北出経営労務事務所
まで！！
0776-58-2470

RO-MU Q & A

海外展開を考えています。 海外赴任者の労務管理について教えてください！

昨今、海外企業が日本市場へ進出してきている一方、逆に海外へ進出していく中小企業の数も増えてきています。海外進出にあたって、設備・人材など膨大なコストが発生します。一般に、社員を海外に赴任させると、日本で勤務させていた時の2倍以上、いや3倍近くかかり、赴任に伴うコストのほうが高かった・なんてことも。今回は、海外赴任者の労務管理面を中心に海外赴任者あれこれについて纏めましたのでご一読ください(ω)/



赴任者あるある！

赴任国で出会った海外勤務者同士（および配偶者同士）で、互いの企業の処遇について情報交換



海外出張と海外赴任の違いは滞在期間の長短は判断基準とはなりません。海外出張が「国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する。単に労働の提供の場が海外にあるにすぎない」のに対し、海外派遣は「海外の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する」ところに基本的な相違があります。



『賃金』

賃金の決定方法は大きく分けて3つあり、どの方法も一長一短ありますが赴任する前に赴任予定者に給与内容について丁寧に説明し納得してもらいましょう。

- ★**購買力補償方式**★ 基本給部分はそのままとし、日本での賃金水準を基準として、現地の生活費指数や為替レートを考慮し日本と同様の生活ができるように基本給プラスαで賃金決定する方法
- ★**別建方式**★ 日本の国内給与体系とは全く別物として考え、現地での同業他社の水準などを参考に金額を決定する方法
- ★**併用方式**★ 日本での手取り金額をベースに、海外勤務に伴う追加コストを手当などで別途支給する方法



『法律』

海外赴任の場合は、外国法人の指揮命令を受けて働くことになり、原則として日本の法律ではなく赴任先の国が定める法令が適用されることとなります。つまり、海外勤務中は、勤務先の勤務時間・休日に従うのが一般的です。日本は祝祭日が多いため、赴任国の方が勤務日数が多くなることも・・・

『労災』

国内の事業場で就労していた人が海外の事業場に派遣された場合について、通常、派遣先の国の災害補償制度の対象となりますが、外国の制度の適用範囲や給付内容が不十分な場合もあるため、海外派遣者についても労災保険給付が受けられる制度が設けられています。通常の継続事業の労働保険は適用されず、「特別加入」という形で海外派遣者用の新たな労働保険に加入することになります。



赴任者あるある！

配偶者が海外で出産！
出産育児一時金は申請しよう！



『医療』

現地で医療機関にかかれば、一旦全額負担し、後日健康保険から給付を受けることもできますが、保険適用されない治療や投薬もあり、業務外の私傷病について、海外勤務者および帯同家族に海外旅行保険を付保する場合があります。ただ、持病や歯科治療費が海外旅行保険の対象にならないこともあります。

『健康診断』



★**派遣前**★ 6か月以上海外派遣する労働者は、派遣前健康診断が必要です。ただし、定期健康診断を受けたものは健康診断の実施の日から6か月に限り、海外派遣前健康診断は省略OK。

★**滞在中**★ 海外滞在中の健康診断は、義務ではありません。海外派遣者は、派遣先の国の法律が適用されるためです。しかしながら、海外派遣者への安全配慮義務という観点からいくと法律で定められているわけではありませんが、日本の労働者と同じように少なくとも年に1回は定期健康診断と同等の健康診断を受けさせる必要があると考えます。

★**帰国後**★ 海外派遣から日本の業務に戻るときは、感染症やメンタルヘルス問題が見られる場合もあるため、健康診断の省略はできません。帰国後は速やかに健康診断を行いましょう。

赴任者あるある！

帯同家族がいれば、配偶者や子ども環境が大きく変化……。単身赴任でも、家族の悩みは尽きない・・・



『メンタルヘルス』

海外赴任者は「働く環境」が大きく変わり、仕事面、生活面ともに国内で働く以上のストレスが発生し、メンタル不調となるケースも少なくありません。定期的に関係者が海外赴任者を訪問したり、赴任前から国内から現状をヒアリングできる相談窓口などのネットワークを構築しておくなど、細やかなフォローが必要です。

* 今月のお知らせ *

年末調整

今年最後に支払う給与、又は賞与で今年の年税額を算出し、過不足額の還付もしくは徴収をしましょう。今年は配偶者控除及び配偶者特別控除額の改正があります。
①合計所得が1,000万円を超える所得者には配偶者控除の適用がなくなりました。
②控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。
詳しくは <http://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、支給から5日以内に「賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。提出を忘れると、従業員の方が将来受給される年金額が変わってしまいますので、忘れずに届け出ましょう。

住民税納期の特例

給与の支給人員が常時10人未満で、住民税の納期の特例の手続きをしている事業所は、半年ごと（6月と12月）に住民税を納めます。6月から11月までに徴収した住民税は、12月10日（月）が納付期限です。

食レポ

ni Kitadeee! .vol009

今回で9回目の食レポ。今回は、地元民しか知らないような“隠れた名店”を紹介させていただきます。学生のころにお世話になっていた水野が、今も昔もずっと変わらない越前市の食堂をご紹介します。

今回紹介するのは
越前市若竹町にある吉田食堂 さんです♪



地元の中学生から、お年寄りまで根強い人気！
わたくし、水野の中学校時代の帰宅コースの途中にあった“吉田食堂”さん。なんとといっても、出てくるメニューのボリュームが“ハンパない!!”学生にとってはありがたく、懐かしい思い出がいっぱい!!



吉田食堂と聞いたらこれしかない!!
超BIGなソフトクリーム!! 私が、15年以上前の学生時代からサイズも変わらず、120円(@_@。早く食べないと、溶けるので急いで食べるのをおすすめします(笑)

この食レポをきっかけに約10年ぶりぐらいに行きましたが、店内も全く変わっていませんでした。このお店を知っている方は、きっと武生市民なのは?一度行っていただきたい「隠れた名店」のご紹介でした!

昔懐かしいおふくろの味!!!

お店のメニューは、「中華そば」「焼きめし」「焼きそば」といった家庭的なメニューがずらり。“変わらない”からこそ地元民の根強いファンがいるんです!

超BIGなソフトクリームは何と税込み120円!!!

もしここに行くなら必ず頼んでほしいのは「ソフトクリーム」!!! 写真以上にBIG感満点のソフトクリームは老若男女問わず、お店のシンボリックメニューです。実際に手に持つとちよっとバランスを崩したら倒れそうなほど…(;´▽`)

もちろん味もおいしいよ!!!

ご心配なく!! 量が多いだけでなく味も抜群!
昔懐かしいおふくろの味は、何回食べても飽きません!

男なら大盛りを食べるべし!

これは私の学生時代のローカルルール(笑)

この大盛りを10分で食べきるのが男の証!(笑)

良い子はマネしないでくださいね★(笑)



看板メニューの焼きめし(大盛り) 苦しい…(;´▽`)と言いながら食べました! 実物の大盛り感は写真以上!?(*´艸`)